

## 社会福祉法人金子福祉会 旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第25条の規定に基づき、役員及び職員（以下「職員」という。）が業務のため出張する場合の旅費の支給に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程における出張とは、業務のため、職員が理事長又は施設長の命により国内において旅行する場合をいう。

### (出張の手続き)

第3条 出張する職員は、出張命令書により、出張前に理事長又は施設長の決裁を受けなければならない。

2 緊急を要するため事前に決裁を受けるいとまがないときは、事後すみやかに決裁をうけるものとする。

### (旅費の支給)

第4条 職員が業務により出張したときは、別表1に掲げる旅費を支給する。

2 ただし、前項の規定により難しい事情があるときは、その実費を支給することができる。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路、日程及び方法により計算する。

2 旅費計算上の旅費日数は、旅行のために現に要した日数とする。

### (概算払い)

第6条 旅費は、旅行終了後、請求に基づき支払うものとする。ただし、宿泊に伴う旅行にあっては事前に概算額の支給を受けることができる。

2 概算払いを受けた場合は、帰任後ただちに精算しなければならない。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表1

鉄道運賃等	宿泊料
ア 普通運賃実費	
イ 100km以上新幹線料金	
ウ 自家用車使用 宇都宮市内500円	
栃木県内 2000円	8,000円以内を上限とする
栃木県外 3000円	